

(四国地方整備局からのメッセージ)

◆◆◆四国地方整備局トピック 2016. 7. 7◆◆◆

暑い夏がやってきました。熱中症対策は万全でしょうか。

さて、今回は公共用地取得の隘路要因のひとつである相続登記未了土地について触れてみたいと思います。

1. 相続登記の複雑化

戦後しばらくは、一代か二代の遺産相続で相続人は10名程度であるケースが多かったと思われます。しかし、現在は少し様子が変わってきています。

四国地方整備局の直轄事業の相続登記未了案件における状況等について、現場の声を拾ってみますと概ね下記のとおりです。

- (1) 山林を中心として利用価値の減少が続くなど、登記費用の負担等から相続登記意欲が失われつつあって、相続登記が行われない土地の割合が多くなっているようだ。
- (2) その結果、相続人が四代目・五代目の世代となり相続協議に要する人数が従前の何倍にも増加している。
- (3) 相続登記未了土地の割合は市街部から離れるに従って多くなる傾向がある。
- (4) 四代目・五代目の相続人ともなると、その間に親族間の関係も薄くなり冠婚葬祭時の付き合いもない親族も多くなっている。そのような状態から相続協議を開始する例が増えている。
- (5) また、個人情報保護の観点から、相続人の情報を他の相続人に伝えられないことも多く、相続人の間での連絡が取りづらくなっている。等々

このように相続登記未了の増加により土地の権利関係の複雑化が進んでいます。

これらは、県や市町村事業においても概ね同じような状況と思われます。

公共事業はもとより、地域の振興を図るうえでも権利関係の複雑化は大きな足かせになっていると推察されます。

2. 多数名義共有地に対する所有権移転登記の特例

特に戦前に登記された共有名義の土地の登記処理は困難を極めます。

実体上は自治会所有でありながら、登記が自治会名義でできなかったため、自治会構成員全員の共有名義で登記をし、相続未了となっている土地が見受けられます。

このような多数名義共有地が事業用地の場合、多くは土地収用法に基づく土地取得となります。

この収用手続きは、確実に事業用地が取得できる反面、準備から用地取得完了までの間に時間を要し、手続き等が複雑なだけでなく、収用測量業務等が必要となり起業者の負担も相当なものとなります。

平成3年4月2日の地方自治法の一部改正により自治会(地縁団体)に法人格を付与する制度ができ、認可地縁団体設立後、共有名義人(相続人)全員から同意を得れば、認可地縁団体名義での登記が可能となりました。

その後、平成27年4月1日の地方自治法の一部改正により、認可地縁団体が一定期間所有(占有)していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全て又は一部

の所在が知れない場合、手続きを経ることで、登記名義人の関与をなくして、認可地縁団体への所有権の移転登記ができるよう特例制度が設けられました。

この特例制度適用に必要な条件は

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思を持って平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

であり、以上を満たせば市町村長の証明（地縁団体の保有地であることにつき「公告縦覧の結果、異議の無かった」旨の証明）のみを持って所有権移転登記手続きが可能となりました。

A事務所管内の多数名義共有地（登記名義人が百名を超える共有地であり、相続人は数百名規模に達する）について、この特例制度を活用した事例ではわずか8ヶ月で完了しています。要件を満たすことで登記名義人の同意を必要とせずに認可地縁団体への所有権移転登記が可能となるこの制度は、少しでも早い事業完成を目指す起業者にとって非常に有効な制度であると思います。

3. 相続登記がなされていない個人名義地の問題

最も大きな隘路であった多数名義共有地については一定の解決策ができましたが、数代にわたって相続登記がなされていない個人名義地については、事業実施者において時間を掛けてもつれた糸を解くような作業を続ける以外に、現時点では有効な解決策は見当たりません。

特に相続人の存在が不分明であることによる相続財産管理人の選任手続き、相続人が行方不明であることによる不在者財産管理人の選任手続き、又は、痴呆症等による成年後見人の選任手続き等が必要となる場合があり、手続きには数十万円程度の費用がかかります。なかでも地方の山間部では一人あたりの補償金が数千円程度である場合も多く、このようなケースでは相続人の協力を得るのが難しいこともあり、用地取得までの期間が長期化することもあります。

4. 社会問題化する相続登記未了土地

相続登記がなされていない土地は、長年放置されることによって周辺にマイナスの影響を及ぼしかねません。近年クローズアップされている空き家問題では、放置される原因のひとつとして、土地の相続登記ができず処分できないことが考えられます。

相続登記は土地所有者個人の問題ですが、そうとばかり言っていられない時代になってきているように思います。

四国地方整備局

用地部長 明戸 邦浩

■「平成28年度 四国地方整備局管内技術・業務研究発表会」の開催について

【企画部 企画課】

四国地方整備局では、四国の社会資本整備に係る課題等の調査・研究成果を発表し意見交換することで技術力の向上や行政への反映を行うことを目的として、「平成28年度四国地方整備局管内技術・業務研究発表会」を下記のとおり開催します。

研究発表会は一般公開で行い、優秀なものは国土交通本省で開催される国土技術研究会へ推薦する予定です。

詳細は四国地方整備局のホームページにも掲載しています。皆様ぜひご来場下さい。

1. 日時：平成28年7月20日（水） 9：00 開会
平成28年7月21日（木） 15：45 閉会
2. 場所：高松サンポート合同庁舎 第1会場：アイホール
第2会場：1306・1307会議室

<http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/kenkyu/index.html>

■四国南海トラフ地震対策戦略会議の開催について

【企画部 防災課】

四国地震防災基本戦略は平成23年12月2日に策定され、その後中央防災会議の被害想定の見直し等による改定を行い、現在、各機関において様々な取り組みが進められています。四国南海トラフ地震対策戦略会議は、四国地震防災基本戦略を検討するため設立されており、今回の会議では、愛媛大学 柏谷名誉教授の進行のもと、平成28年度の主要な取り組み予定、構成機関の活動状況の発表等を行いました。

- 開催日時 平成28年5月23日（月） 13:30～15:30
- 場所 高松サンポート合同庁舎 13階 災害対策室
- 参加者 四国南海トラフ地震対策戦略会議メンバー（49機関等、約120名）
- 議事内容

- 四国南海トラフ地震対策戦略会議 運営要領の改正について
- 平成28年度四国地震防災基本戦略の推進に向けて
- 報告事項
- 構成機関からの活動状況発表（4機関）

■議事概要

会議は、石橋四国地方整備局長より挨拶が行われた後、座長である、愛媛大学 柏谷名誉教授の進行により進められました。まず、各構成機関より情報提供いただいた「平成28年度実施予定の主要な取り組み」について、事務局より説明しました。

続いて、「平成28年度四国企業防災戦略トップセミナーの開催」、「平成28年度大規模津波防災総合訓練に関する説明」について報告を行った後、構成機関により活動状況の発表を内閣府、気象庁高松地方气象台、西日本高速道路(株)四国支社、四国地

いきいき四国通信Vol. 77（配信版）.txt
方整備局の4機関から行いました。

今後も引き続き、関係機関と連携を深め、四国地震防災基本戦略の推進に向け取り組みを進めていきます。

■防災に関する7つの出前講座及びパネル展を開催しました
～丸亀城西高校の防災教育の取組に協力～

【企画部 企画課】

丸亀城西高校の総合学習の一環として、四国地方整備局の出前講座を取り入れた防災に関する授業を下記のとおり開催し、同時に校内において、熊本地震における四国地方整備局TEC-FORCEの活動のパネル展を6月9日～17日まで開催し、防災に対する理解の促進に寄与しました。開催の概要は以下のとおりです。

1. 日時：平成28年6月9日（木）15：40～16：30
2. 場所：香川県立丸亀城西高校（丸亀市津森町位267）
3. 対象：210名（2年生7教室）
4. 実施した四国地方整備局の出前講座

- （1）四国地方整備局の防災への対応について
（講師：企画部・防災課長補佐 田中 裕）
- （2）過去の防災話から学ぶ被害を減らすための知恵
（講師：企画部・環境調整官 林重延）
- （3）災害復旧を支援する災害対策用機械
（講師：企画部・施工企画課長補佐 三上 勇二）
- （4）土砂災害に備えて
（講師：河川部・河川計画課長補佐 白石 隆）
- （5）自然と生活を守る海岸づくり
（講師：河川部・地域河川課長補佐 藤田 博史）
- （6）道路の防災対策について
（講師：道路部・道路管理課長補佐 田邊 守英）
- （7）木造住宅等の耐震診断と耐震改修促進について
（講師：建政部・住宅調整官 内倉一信）

当日の様子はNHKのテレビカメラも入り、夕方と朝のニュースで放映されました。四国地方整備局出前講座はホームページから広く一般の方が申込ができるようになっており、今後も積極的に63テーマある出前講座を実施することで地域の方々に貢献していきたいと考えています。

四国地方整備局出前講座
<http://www.skr.mlit.go.jp/kaisai/demae/demae.html>

■愛媛大学生が港湾・空港・海岸の現場を見学

【松山港湾・空港整備事務所】

平成28年5月10日（火）と17日（火）に、松山港外港地区国際物流ターミナル、松山港海岸（和気地区）、松山空港において、愛媛大学工学部環境建設工学科の1回生（合計97人）を対象にした現場見学会を開催しました。この見学会は、松山の海と空の物流拠点となる『みなと』の役割を理解し、実際に現場を見学することで、知識や見識を広げ、未来を担う優秀な技術者の育成支援を行うために、愛媛大学と連携し平成19年度から毎年開催しているもので、今年で10回目を数えます。

まず、愛媛大学講義室にて、当事務所担当職員より四国地方整備局の業務、物流や防災の視点から港湾が果たす役割について講義を行いました。講義後は、松山空港、松山港外港地区国際物流ターミナル、松山港海岸（和気地区）の各現場に参加者を案内して、それぞれの『みなと』の施設の役割などについて現地で説明を行いました。

松山空港では、アスファルト舗装とコンクリート舗装の目的の違いや、松山港外港地区国際物流ターミナルでは、外国からの貨物の取扱いについて説明し、学生から現場で見て疑問に思ったことを担当職員に質問するなど、有意義な学外学習となりました。また、見学会終了後のアンケートでは、「実際に見学をすることで身近なインフラ施設が果たす役割について、理解することができ、さらに詳しいことを知りたくなった」や、「防波堤築造について施工中の写真と実際の施設を見ることで、理解を深めることができた」などの意見がありました。

今回の参加者には見学会で学んだことをこれからの大学での修学にいかしていただき、将来地域において技術者として活躍されることを期待しております。

■高知港海岸直轄海岸整備事業着手式を開催

【高知港湾・空港整備事務所】

昭和南海地震から70年目の節目となる今年、「高知港海岸直轄海岸整備事業」が新規事業化され、去る5月28日に高知県と共催で着手式を開催しました。着手式には、中谷防衛大臣、山本有二衆議院議員をはじめ地元選出の国会議員、高知県知事、高知市長、地元関係者、経済界や報道関係者など約110名の皆様にご出席頂きました。本事業は、切迫する南海トラフ巨大地震・津波に備えるため、三重防護の方針により海岸保全施設を整備することで、地域の安全・安心を守るものです。

高知港海岸が位置する高知市は、県全体の約45%の人口が集中し、6つの2級河川が流れ込む浦戸湾を囲むように形成されています。湾奥部には高知県庁や高知市役所等の都市機能が集積する高知市中心市街地が広がり、また、臨海部には石油備蓄基地や製造・造船等の工場が立地しています。

着手式は、四国地方整備局 石橋局長の式辞から始まり、冒頭、4月14日に発生した「平成28年熊本地震」により亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々へのお見舞い、1日も早い復興を祈念しました。

引き続き、尾崎高知県知事より、「本県の悲願であり、歴史的事業の着手式を開催できることを心より感謝申し上げる。高知県にとって、南海トラフ地震との戦いは宿命。如何にダメージを小さく、復旧・復興を如何に早くするのが県政の最重要課題。いざという時に効果を発揮するため、スピード感を持って事業を展開する必要がある。」とのご挨拶がありました。

続いて、来賓の方々よりご祝辞を頂き、中谷防衛大臣からは、「中国のことわざに

「狡兎三窟(こうとさんくつ)あり」という言葉がある。賢い兎は3つの穴を掘り、身を守るとのこと。しっかりした備えが必要」、山本有二衆議院議員からは、「この三重防護は市民の皆さんの見識の深さによって実現したものだ。」とのご祝辞を頂きました。

その後、地元代表として岡崎高知市長より、「本事業は高知県民、高知市民の大切な県土を守るための悲願であった。今日がキックオフ。L1津波に対しては相当の効果が期待される。昭和南海地震の津波はエネルギーは小さかったが、浸水の被害がひどく、産業に大きなダメージを与えたため、復旧・復興に時間がかかった。今回の長期浸水対策のエリアに産業の中心が入っているため、効果が期待される。」とのご挨拶がありました。

着手式の締めくくりとして、高知市立南海中学校にもご協力頂き、くす玉開披を行いました。また、くす玉準備の時間を利用し、ご協力頂いた南海中学校の地域における防災に関する取り組みをご紹介します。

また、着手式に並行して、会場前ロビーにおいて「昭和南海地震から70年」と題して、昭和南海地震の被害状況や、本事業の重要性・必要性・取り組み、南海中学校の地域での取り組み状況などを展示した、地震・津波防災パネル展を開催しました。

本事業の実施にあたっては、平常時における施設の利用や景観に配慮するなど、地域住民、関係企業等のご意見・調整を踏まえつつ、早期完成に向け、事業推進に取り組めます。

■7月は「河川愛護月間」です

【河川部 河川管理課】

推進標語：「せせらぎに ぼくも魚も すきとおる」

国土交通省では、昭和49年から毎年7月を「河川愛護月間」と定め、各事務所、都道府県、市町村が主体となって、地域住民、市民団体、河川行政機関等の協力を得て、流域全体の良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進しています。

また、近年多発する河川水難事故を受け、7月1日～7日を「河川水難事故防止週間」と定め、出前講座等により水難事故防止に関する啓発活動を行い、河川利用者の安全意識の向上を図ります。

「河川愛護月間」における広報活動の一環として、平成16年度より河川愛護月間推進事業として、様々な取り組みを実施してきました。

平成28年度も、昨年度に引き続き「川遊び～川での思い出・川への思い～」をテーマに「絵手紙」を募集します。

「絵手紙」の募集の他、河川一斉清掃、水生生物調査、水難事故防止啓発活動など様々な行事に取り組み、より一層の河川愛護意識の高揚を図ることとしています。

皆さんも、川に対する思い出や思いを「絵手紙」に託してみませんか。

詳しくは水管理・国土保全局HPで確認してください。

<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

■7月は「海岸愛護月間」です

海岸愛護月間は、海岸域の利用が拡大し、多様化している現状を考慮して、国民の共有財産である海岸を貴重な生活空間として良好な状態に保つため、海岸の持つ重要な役割について国民の理解と関心を深めるとともに、海岸を安全に利用し、管理する運動を盛り上げ、快適でうるおいのある海岸環境を積極的に創出し、海岸愛護思想の普及と啓発を図ることを目的として、昭和47年から定められています。

本年度も7月1日から7月31日までの1ヶ月間を「海岸愛護月間」と定め、海岸愛護思想の普及と啓発、良好な海岸環境の創出、海岸の適切な利用に関する啓発などを行うため、海岸清掃等の運動を関係機関と協力して実施していききたいと思います。

○運動の重点事項

- (1) 海岸愛護思想の普及と啓発
- (2) 良好な海岸環境の創出
- (3) 海岸の適切な利用に関する啓発、指導
- (4) 防災意識の向上

推進標語『美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して』

■環瀬戸内海地域交流促進協議会の取り組み

【道路部 道路計画課】

(環瀬戸内海地域交流促進協議会事務局)

環瀬戸内海地域交流促進協議会(以下:協議会)は、本州及び四国の瀬戸内海周辺地域の経済界、自治体等の関係者が一体となって様々な分野での交流を促進し、経済、生活、文化の一層の発展、向上を図ることを目的に平成25年度に設立しています。

協議会では『2020年までに交流人口1,000万人増加』を目指し、「スポーツ」「歴史・文化」「食」「海」の4つのテーマを中心に、様々な取り組みを進めております。

「スポーツ」をテーマとして取り組んでいる『サイクリングでつなぐ環瀬戸内海の輪』では、国内外のサイクリストが安全・安心にサイクリングを楽しめるよう統一された規格等によるサイクリングコースの整備を推進しています。これまでにブルーラインやフットサインの規格統一等を行っており、今後各県のモデルコースとして優先的に整備する区間を協議会にて選定していきます。

また、快適なサイクリング環境整備のため、サイクルスタンドの設置などの利便性向上に向けた取り組みやサイクリングコースやサイクリング大会を協議会HPに掲載する等サイクリングに関する広報連携を行っています。

そのほか、各テーマに沿って『現存する木造天守などの歴史的遺産を巡るモデルルートの設定や旅行会社等への売り込み』や『グルメフェアの開催』、あわせて今年度より取り組む本四三橋を中心とした『インフラツーリズム』など様々な取り組みを実施していきます。

■環瀬戸内海地域交流促進協議会の様々な取り組みはHP (<http://www.kanseto.jp/>)に掲載しています。

■環瀬戸内海地域交流促進協議会委員:四国経済連合会(会長)、中国経済連合会、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、四国運輸局、中国地整、四国地整、本州四国連絡高速道路(株)

いきいき四国通信Vol.77（配信版）.txt

四国地方整備局HP

<http://www.skr.mlit.go.jp/>

「いきいき四国通信」に関するご意見等がありましたら、下記メールアドレスまでお寄せ下さい。

<mailto:skr-seibikyoku@mlit.go.jp>

《平成27年2月からメールアドレスが変わりました》

***** 「いきいき四国通信」事務局 *****

「いきいき四国通信」の配信中止・配信先変更のご希望がありましたら、事務局までFAXまたはメールにてご連絡頂きますようお願いいたします。

国土交通省 四国地方整備局 企画部
【担当】新名、篠崎

FAX(087)811-8408

<mailto:skr-seibikyoku@mlit.go.jp>